



平成 25 年 2 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社プリンシパル・コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 菊地 博紀
(J A S D A Q ・ コード 3587)
問合せ先 役職・氏名 取締役 松田 高宏
電話 03-3582-3190 (代)

第三者割当により発行される新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 6 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第 4 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集を行うこと（以下、「本件」といいます。）につき、平成 25 年 3 月 1 日開催の臨時株主総会における議案として上程することを決議しましたので、お知らせいたします。なお、本件については、大規模な希薄化を伴うものであるため当該議案につき上記株主総会において承認・可決されることを条件としております。

また、平成 24 年 12 月 19 日に開示いたしました「臨時株主総会招集のための基準日設定のお知らせ」において、臨時株主総会開催予定日につきましては、平成 25 年 2 月中旬開催予定としておりましたが、今般の開示内容を確認するまでに時間を要したため、臨時株主総会の日程を平成 25 年 3 月 1 日としております。

1. 募集の概要

(1) 本新株予約権発行の概要

(1) 割当日	平成 25 年 3 月 4 日（月）
(2) 新株予約権の総数	8,850 個
(3) 発行価額	総額 7,611,000 円（新株予約権 1 個当たり 860 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	当初の行使価額（12 円）における潜在株式数：88,500,000 株 行使価額の修正がなされた場合 上限行使価額はありませぬ。 行使価額下限値（9 円）における潜在株式数：117,997,050 株
(5) 調達資金の額	1,069,611,000 円 （内訳）新株予約権の発行による調達額： 7,611,000 円 新株予約権の行使による調達額： 1,062,000,000 円
(6) 行使価格	当初 1 株当たり 12 円（新株予約権 1 個当たりの払込金額 120,000 円）
(7) 行使期間	自 平成 25 年 3 月 5 日 至 平成 26 年 3 月 4 日
(8) 募集又は割当方法	第三者割当方式
(9) 割当予定先	三田証券株式会社
(10) 行使価格の修正	当社は、平成 25 年 3 月 5 日以降、平成 26 年 3 月 4 日までの間、当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合には、修正日（行使価額修正の決定を行った日（以下「行使価額修正決議日」といいます。）の翌銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」といいます。）以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定（以下「行使価額修正の決定」という。）することができます。当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合とは、その時の株価動向や金利水準をはじめとする市場環境、経営環境等を勘案し、本新株予約権の行使価額修正の開始を決定して行使促進を図ることが最良の選択であると判断した時を指します。 行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで（当日を含みます。）の 3 連続取引日（ただし、終値（気配表示を含みます。以下同じ。）のない日は除き、行使価額修正決議日の

	<p>前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの3連続取引日とします。以下「修正日行使価額算定期間」という。)の株式会社大阪証券取引所ジャスダック市場(以下「大証ジャスダック市場」といいます。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の単純平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)に、修正されます(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」といいます。)。ただし、かかる算出の結果、基準価格が当初行使価額の70%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限行使価額」といいます。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>なお、行使価額の調整が行われた場合には、修正後行使価額は、本新株予約権の要項に従い当社が適当と判断する値に調整されるものとします。</p> <p>また、行使価額修正の決定が行われた場合、修正開始日の6ヵ月後の最終取引日の翌日以後から、6ヵ月毎にその最終取引日の3連続取引日の大証ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。)に、それぞれ修正されるものとします。</p> <p>ただし、かかる算出の結果、基準価格が当初行使価額の70%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。</p>
(10) その他	<p>①譲渡制限 当社は、割当予定先との間で割当契約を締結する予定であり、割当契約において、本新株予約権を第三者に譲渡する際には、当社取締役会の承認を要する旨を定める予定です。</p> <p>②その他 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び平成25年3月1日開催予定の臨時株主総会における本新株予約権発行に関する議案の承認を条件としております。</p>

(注) 当社は割当予定先との間で、割当日までに割当契約を締結する予定であり、割当日までに割当契約を締結しない場合は、本新株予約権の割当は行われないこととなります。

2. 第三者割当による新株予約権の発行の目的及び理由

(1) 募集に至る経緯及び目的

①現状の経営成績及び上場廃止の可能性について

当社グループは、天然資源開発投資事業につき前連結会計年度にて撤退の方針を決め、平成24年11月30日に「固定資産の譲渡及びそれに伴う特別利益の発生に関するお知らせ」で開示いたしましたパルザイユ鉱区の権益の売却を最後に、同事業から撤退いたしました。

一方、食品事業においては連結子会社である(株)ハミングステージにおいて、スーパーマーケット5店舗を直営店化し、仕入れから消費者への販売までの一環体制の強化を図ってまいりました。また、売上の増加と利益率の向上のため、設備投資等を行いました。さらに飲食店「ベジスタ赤坂」及び「渋谷 旅籠」の運営により、食品事業における消費者へのもうひとつの窓口を構築することで経営の安定化を図ってまいりました。加えて環境事業として、LED関連事業への進出を予定しております。また、平成24年6月27日に払込価額総額720,000千円の第3回新株予約権を発行し、その全ての行使が完了しました。(以下、「前回ファイナンス」といいます。)当該資金は、主に当社グループの借入金及び各種未払債務等の支払いに充当いたしました。

前回ファイナンスに基づき、調達資金を未払債務及び借入金の支払に充当しましたほか、運転資金に充てることにより、資金繰りの安定化を図っております。しかしながら、借入金の返済に関して、借入先と協議を行ってまいりましたが、協議の結果、当初の想定よりも早期に返済せねばならない借入額が増加したことにより、当社既存事業の増強費用に充てることは困難となりました。また、前回ファイナンスについては、事業の継続を図るため、主に資金使途を未払債務及び借入金の返済、並びに運転資金としたため、事業拡大のための投資は行っておりませんでした。

そのため、兼ねてから継続しておりました、ハミングステージの資金力不足による生鮮食品をはじめとする商品の供給能力の低下、顧客数の低迷、設備投資等が行えない等の要因による売上高の低迷及び営業損失が継続しております。

以上の通り、抜本的な改善策が無いまま営業面において改善に尽力してまいりましたが、ハミングステージにおいて、売上高の回復に至らず、営業赤字が継続している状況であります。また、飲食店「ベジスタ赤坂」及び「渋谷 旅籠」についても、顧客数及び顧客単価の改善には至らない状況が継続しております。

また、環境事業の一環として、急速充電電池の事業化につきましては、現在進捗中の案件ではあるものの、競合商品も多数でてきている状況にも関わらず、当社として製品化の段階には至っておらず、事業としては足踏みしている状態であることから、当社としては、事業化の資金を必要とする段階には至っておりません。

なお、急速充電電池の事業化については、当社の代理店という立ち位置であり、仕入先（メーカー）及び販売先（小売店等）との協力体制の構築が事業化のためには、必要不可欠であると考えております。特に、仕入先に関しましては、商品の安全性及び価格の競争力の2点が非常に重要であると考えており、価格競争力に関しましては、商品の性質上大量生産によるコストダウンによる低価格での販売になりますがそのためには安定的な販売先の確保が必要となります。現状は、販売先の確保を最優先に進めております。

また、LED照明機器販売事業につきましては、事業収益に貢献するに至っていませんが、主に夜間工事で使用する投光器のレンタルを計画しており、復興工事の遅れ及び当社事業資金不足から、大幅に開始が遅れております。しかしながら、補正予算、平成25年度予算が執行され工事が本格化する平成25年8頃には本事業を開始できるものと考えております。

その結果、平成24年度第2四半期連結累計期間において276,715千円の営業損失を計上し、また営業活動によるキャッシュ・フローも205,504千円のマイナスとなっております。また、運転資金及び事業規模拡大のための投資資金を外部調達によって賄う体質となっており、一部の借入金等については期限が到来し、返済を猶予いただいております。これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況の中、平成24年3月末日における純資産残高は、476百万円の債務超過の状態であります。平成25年3月期末までに債務超過を解消しなければ、大阪証券取引所が定める「JASDAQにおける有価証券上場規程」第47条第1項第3号の規定により、上場廃止となります。平成24年6月27日に発行しました新株予約権がすべて行使されたことにより、当第2四半期末日における純資産残高は53百万円の資産超過となりましたが、平成25年2月6日に開示致しました「通期予想の修正に関するお知らせ」のとおり、平成25年3月期第3四半期以降において当期純損失の計上が続く見込みであるため、外部資本の調達等の施策を取らなければ、平成25年3月末日に再び債務超過に陥る可能性が高く、上場廃止になる可能性が高いと考えております。

②事業資金の必要性について

主力事業である食品事業につきましては、前回のファイナンス資金により未払債務の支払いを行ったことで、納入業者をはじめとする運営に必要な取引先との一定の関係は継続維持しております。しかしながら、営業キャッシュ・フローが赤字であること等から完全な信用回復には至らず、品揃の拡充による売上の増加は実現できておりません。また、資金不足から、仕入単価の低減に必要な差入保証金の積み増し並びに販売促進等の前向きな投資を行うことができず、黒字体質への転換には至っていない状況であります。

具体的には、現状の仕入に関しましては、信用力の低下により、保証金額以上の金額に関しての支払サイトが非常に短くなっているため、資金力不足により、十分な仕入ができないことが売上低迷の要因となっております。従いまして、当面の目標売上に近い保証金を準備することで仕入における価格交渉力を上げ、低価格の商品を仕入れることが可能となれば、当社の強みである「地域密着の社員による対面販売」による営業力を活かし、売上の増加及び営業利益の確保につなげることができるため、当該資金が必要であると考えております。

加えて、現状としましては、納入業者等に対する未払金につきましても、前回のファイナンス資金からの支払いにより一旦はその多くが解消したものの、その後の営業キャッシュ・フローのマイナスにより、再度の支払遅延が発生している状況です。当該未払債務の支払いを行うことにより、納入業者との関係改善を図ってまいります。また、現状において、返済期限の到来した借入金が存在しております。借入先との間では、支払期限の延長等の交渉を随時行っておりますが、借入先との合意が得られない場合、交渉結果如何によっては訴訟、差押のリスクがあると考えております。訴訟、差押が発生することにより、当社の信用力は更に毀損し、事業継続すら危ぶまれるリスクがあります。

なお、前回のファイナンスで資金使途に含めておりました、飲食店舗2店舗の改装、LED事業の再開等の既存事業増強につきましては、平成24年11月30日に「新株予約権発行に関する資金使途変更のお知らせ」にて開示いたしましたとおり、借入金の返済及び運転資金支出を当初計画時よりも増加させたことから、そのための支出を留保する状況となっております。

以上の結果、平成24年12月末日時点における当社の現預金残高は1,308千円となっております。上記の理由から、今般資金調達により事業資金の確保を行うことにより、当社事業の継続及び安定化を図る必要があると考えております。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由について

前述のとおり当社の損益状況及び財政状態は極めて厳しい状況となっております。現状の中、平成25年3月期末において当期純利益の計上のみにより債務超過を解消することは困難であり、このままでは上場廃止となる見込みが高いと考えております。

つきましては、債務超過を解消し、この厳しい状況を打破、更なる発展へとつなげ、株主をはじめとする当社に関係する皆様の利益を図るには、エクイティ・ファイナンスにより、自己資本の増強を図るしか残された選択肢はないと判断いたしました。エクイティ・ファイナンスにおいて、当社の資金需要を満たし今後の事業展開をはかるうえで最良の手段は第三者割当増資になります。その実現のために当社は様々な見込み先との協

議を行ってきましたが、当社のおかれた現状において、時間的に限られた状況のなかで引き受け先を確保することはできませんでした。かかる状況の中、当社経営企画室の従業員が前職当時から面識があった株式会社ストリームに対し、当社の平成 25 年 3 月期の経営成績の状況によっては、改めて増資を行う必要性ある旨の説明を行っておりました。当該内容を受け、平成 24 年 9 月中旬に、株式会社ストリームから、当社に対し、三田証券株式会社の紹介を受け、増資の必要性についての説明を行ったところ、前述した当社の現状の財務状況等では新株式による引き受けは難しいものの、新株予約権であれば引き受けてもよいとの提案をいただきました。

当該提案は、資金調達のタイミングが割当先の判断次第となる点において、平成 25 年 3 月末日までの債務超過解消方法として必ずしも確実なものではありません。しかしながら、株価が行使価額を上回っている場合には権利行使が進むことが想定され、その場合平成 25 年 3 月末までに債務超過が回避される可能性が高まることとなります。

以上より当社は、現時点で選択し得る最良の方法として、新株予約権による資金調達を採用することといたしました。

なお、今回のファイナンスが新株予約権であることから、割当予定先の判断に基づき、権利行使がなされることとなります。

当社としては、平成 25 年 3 月末日に債務超過が解消されないこととなることにより、当社株式が上場廃止となること、既存株主の利益の最大の毀損となると考えており、上場廃止を回避すべく、できる限りの資本の増強を行うこと、具体的な施策としましては、権利行使価額をできる限り引き下げた新株予約権の発行を行い、割当予定先からの権利行使が適宜行われることによって資本の増強が行われることが必要であると考え、本新株予約権の権利行使価額を平成 25 年 2 月 5 日の大証ジャスダック市場における当社普通株式の終値（以下「株価終値」といいます。）の 90%相当（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り上げる。）である 12 円とすることといたしました。

なお、本新株予約権による資金調達は、以下のメリットがあると考えております。

- ① 行使価額修正条項付新株予約権であれば、行使価額が固定されている新株予約権に比べ行使が平準的に行われやすく、1 年という一定の期間はあるものの、行使価額の下限を当社株価が上回っている状況下においては、当社の意思決定により行使価額を修正することで、当該行使価額の修正により、株価が修正後行使価額を上回る状況を生みだしやすく、権利行使が促進され当社が必要とする資金の調達が可能であること。
- ② 新株式の発行と比べ、希薄化が一気に生じる可能性が低いこと。
- ③ 行使価額が下方のみではなく、上方にも修正される仕組みであることから、行使価額が固定されている新株予約権に比べ、株価の上昇局面においては、希薄化を抑制することが可能であること。
- ④ 当社の意思決定により本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することが可能なため、より有利な資金調達方法が見つかった場合は、本新株予約権の取得・消却が可能であること。

一方、本新株予約権による資金調達のデメリットは次のようになります。

- ①現在の当社の時価総額を鑑みると、発行決議日現在の当社の議決権個数 1,141,593 個に対し、行使価額の下限値である 9 円における潜在株式に係る議決権個数は 1,179,970 個となり、最大 103.36%の希薄化が生じてしまうことにより、行使価額が固定されている新株予約権と比較して、希薄化率が大きくなってしまうこと。
- ②本新株予約権の行使により付与された当社普通株式が売却されることとなる結果、一定の売り圧力が株式市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落もありえること。なお、当社の株式流動性は必ずしも高いとはいえないため、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まること。

以上の点がデメリットではあるものの、割当予定先からは空売りや借株を行わない予定である旨を伺っており、割当先は本新株予約権の行使により付与された当社普通株式を市場動向を勘案しながら売却する方針であり、株式市場への影響を常に留意すると伺っておりますので、①及び②のようなデメリットはある程度緩和されるものと見込んでおります。取得請求権が行使された場合、及び下限行使価額を下回る場合には権利行使がなされず、デメリットがあるものの、行使価額の下限を当社株価が上回っている状況下においては、権利行使が促進され当社が必要とする資金の調達が可能となり、財務基盤の安定化、及び事業資金の確保などが可能となり、また資本増強により債務超過の回避の可能性が高まることから、行使価額修正条項付の新株予約権での発行を決定いたしました。

(3) 本新株予約権の特徴

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

(i) 行使価額及び対象株式数の修正

本新株予約権は、平成 25 年 3 月 5 日以降、平成 26 年 3 月 4 日までの間、当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合には、修正開始日以降、本新株予約権の要項に従って本新株予約権の行使価額修正の決定を

することができます。行使価額が時価を基準とした価額に修正することができることにより、株価が下落した場合においても、権利行使価額の修正を行うことで、株価が権利行使価額を上回ることができるため、当社の調達という目的が達成しやすくなります。また、新株予約権の権利行使が行われることで、資本の増強につながり、債務超過の回避の可能性が高まることに伴い、上場廃止の回避の可能性が高まるものであり、また修正条項があることで、当社の意思決定により行使価額を修正することで、当該行使価額の修正により、株価が修正後行使価額を上回る状況を生みだしやすくなることから、修正条項が必要となります。

なお当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合とは、その時の株価動向や金利水準をはじめとする市場環境、経営環境、財務状況、業績動向等を勘案し、本新株予約権の行使価額修正の開始を決定して行使促進を図ることが最良の選択であると判断したタイミングで行うものといたします。また、この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われた旨並びに修正開始日及びその他必要な事項を、行使価額修正決議日に、新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知するものといたします。

行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで（当日を含む。）の3連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正日行使価額算定期間」という。）の大証ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の単純平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）に、修正されるものとします。（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）

また、行使価額修正の決定が行われた場合、修正開始日の6ヵ月後の最終取引日の翌日以後から、6ヵ月毎にその最終取引日の3連続取引日の大証ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げ。）に、それぞれ修正されるものとします。また、本新株予約権の当初行使価額は、発行決議日の前日の終値の90%となっております。

修正される行使価額の範囲について、上限値はありませんが、下限値を設定しており、下限行使価額は当初行使価額の70%（行使価額の修正を行った場合の下限行使価額は9円となります。）としております。これにより、株価上昇時には発行株式数を減少するという一方で、更なる株式の希薄化を抑制することができるメリットを増大させることができることとなります。また、権利行使に伴い発行される株式の数は、1個当たりの払込金額である金120,000円を行使価額で除した数（端数切り捨て）が行使により付与される株式数となりますので、行使価額の修正に伴い、交付される株式数も修正されます。

行使価額が時価を基準とした価額に修正することができることから、行使価額が固定型の新株予約権に比べて行使が行われやすく、当社の調達という目的が達成しやすくなります。

(ii) 行使に際して出資される財産額の固定

本新株予約権は、上記iのとおり、行使価額の修正、それに伴い行使により付与される株式数は修正されますが、本新株予約権1個当たりの払込金額は金120,000円と固定されており、行使総額1,062百万円は修正されません。ただし、行使期間中に全て行使が行われない場合や、取得条項により本新株予約権が取得による消却がなされた場合は調達額が減少いたします。

(iii) 取得条項（当社の要請による取得）

本新株予約権には以下の取得条項が規定されており、次の要領で、当社の意思決定により残存する本新株予約権の全部又は一部の取得が可能です。（当社の要請による取得）

本新株予約権の払込期日の翌日以降、当社取締役会が本新株予約権の取得する日を定めるときは、本新株予約権者に対し、会社法第273条及び第274条の規定に従って当該取得日の1ヶ月前までに書面をもって通知を行うことにより、取得日の到来をもって、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができます。

当社による取得条項を付した経緯といたしましては、取得条項を付すことにより、発行価額相当額で取得が可能であることから、新株予約権価値の上昇による資金負担は生じず、本新株予約権発行後においても、更に有利な調達方法の検討や柔軟な資本政策の策定が可能となります。取得条項は、別の資金調達が可能であることを前提として、当社の想定どおりに適宜権利行使が行われない場合（なお具体的な発動想定基準としてはありませんが、別の資金調達方法があることを前提として、株価が行使価額を継続して上回っているにも関わらず、権利行使がなされないなどの場合には取得条項を発動する可能性がございますが、その時点における別の資金調達方法の検討及び交渉の状況にも依拠いたしますので、上記条件に合致しているからといって、必ず取得条項を発動するというわけではありません。）に発動することを想定しております。なお、当社としては、行使がされない新株予約権を買い取るにより、希薄化の抑止に効果があると考えており、その結果次の資金調達を行いやすくなると考えており、その効果は、キャッシュアウトの金額よりも高いものと考えております。また、上記に加え、当社は割当予定先との交渉において、割当予定先より高額な発行価額では払込みが困難であることから、新株予約権のスキームについては、発行価額が過度に高額なものにならないようにしたいという要請もあったことも踏まえ、取得条項を付すことで、新株予約権の評価価値を減ずる効果があるため、本新株予約権の発行価額を決定するにあたり、取得条項を付した発行内容とすることといたしました。

(iv) 譲渡制限条項

本新株予約権には以下の譲渡制限条項が規定されており、次の要領となっております。

- ① 本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。
- ② 本新株予約権の総額買受契約により、割当予定先は本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に承継されるものとしております。

(4) 株式併合による影響について

当社は、平成25年2月6日開催の取締役会において、平成25年3月1日開催予定の臨時株主総会による承認決議を前提として、5株を1株とする株式併合を行います。これに伴い、現時点の発行済株式総数114,159,300株は、22,831,860株程度となる予定です。また、株式併合に伴い、本新株予約権の1個当たりの目的となる株式の数が変更となります。なお、株式併合後における当初行使価額による1個当たりの目的となる株式の数は、新株予約権1個当たり2,000株となり、これに併せ、当初価額における権利行使価額は1株当たり60円（新株予約権1個当たりの払込価額は120,000円）となります。また、行使価額下限額にて行使価額の修正が行われた場合における1個当たりの目的となる株式の数は、新株予約権1個当たり2,666株となり、これに併せ、株式併合後、行使価額下限額にて行使価額の修正が行われた場合における権利行使価額は1株当たり45円（新株予約権1個当たりの払込価額は120,000円）となります。

(5) 株価下落による上場廃止のリスクについて

株式会社大阪証券取引所の「JASDAQにおける有価証券上場規程」第47条第1項第4号では、月末終値又は月間終値平均が10円未満である場合において、3ヶ月以内に月末終値及び月間終値平均が10円以上とならなかった場合には、上場廃止となることが規定されています。当社の株価は、直前営業日である平成25年2月5日の終値が13円であり、今後の株価の状況により、月末終値及び月間終値平均が10円未満となり、その状況が3ヶ月継続した場合には、上場廃止となる懸念がございます。そのため、株価の状況を改善する方策の一つとして今回、株式併合を実施したいと考えております。

なお、株価の状況の改善策として、自己株式の取得を含め、複数の選択肢が想定されますが、当社の現在の状況としては、営業キャッシュ・フローはマイナスの状態であり、資金的にも非常に厳しい状態が継続しているため、現実的に選択できる選択肢は限られており、できる限り資金支出を伴わない施策をとることが重要であるとの考えから、今般の株式併合を選択するに至りました。

一方で、権利行使価額が下限限度額で修正された場合9円となり、株価下落のリスクが高まると考えております。そのため本新株予約権の発行と併せて、5株を1株とする株式併合を行い、月末終値及び月間終値平均が10円未満となるリスクを低減することといたします。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	1,069,611,000円
発行諸費用の概算額	58,980,550円
差引手取概算額	1,010,630,450円

(注1) 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額(7,611,000円)に、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(1,062,000,000円)を合算した金額であります。

(注2) 発行諸費用の概算額には、新株予約権の公正価値算定費用1,000,000円、ファイナンシャル・アドバイザー費用53,480,550円、登記費用4,000,000円、調査費用500,000円が含まれております。また、消費税等は含まれておりません。

(注3) 本新株予約権の行使に比例し、割当予定先の当該行使額の5%がファイナンシャル・アドバイザー費用となっております。また、株式会社ストリームから、割当予定先に対する手数料のキックバックなどは行われたい旨、確認をしております。

(注4) 本新株予約権の行使期間内において全額行使が行われない場合、又は当社が当該新株予約権を取得消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(注5) 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性がございます。

(注6) 新株予約権の公正価値算定、ファイナンシャル・アドバイザー、及び反社会勢力との関連性調査費用に関する依頼先は以下のとおりであります。

新株予約権の公正価値算定：東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社

(東京都千代田区永田町 代表取締役 能勢 元)

ファイナンシャル・アドバイザー：株式会社ストリーム

(東京都中央区銀座 代表取締役社長 山本智史)

反社会的勢力との関連性調査：株式会社セキュリティ&リサーチ

(2) 調達する資金の具体的な使途

今回の資金調達により資金の使途については、下記のとおりとなります。

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 運転資金	249,179 千円	平成 25 年 3 月～平成 26 年 3 月
② 当社未払債務の支払	61,722 千円	平成 25 年 3 月～12 月
③ 当社子会社 (株)ハミングステージ) の運転資金	64,293 千円	平成 25 年 3 月～平成 26 年 3 月
④ 当社子会社 (株)ハミングステージ) の未払債務の支払	105,432 千円	平成 25 年 3 月～12 月
⑤ 当社子会社 (株)ハミングステージ) の事業増強費用	330,000 千円	平成 25 年 3 月～平成 26 年 3 月
⑥ 借入金の返済	181,004 千円	平成 25 年 3 月～12 月
⑦ 当社既存事業増強費用	20,000 千円	平成 25 年 3 月～平成 26 年 3 月
合計	1,010,630 千円	

(注1) 上記、調達資金につきましては、支出までの間、銀行預金において資金管理する予定です。

(注2) 本新株予約権においては、当社の意向により、本新株予約権の割当日以降、1ヶ月前までに事前通知を行うことにより、いつでも、その保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することを当社に対して請求する権利を有しております。

(注3) 当社といたしましては、平成24年3月末日における純資産の額は476百万円の債務超過の状態であり、本書提出現在、上場廃止の猶予期間中の状態です。今後債務超過の解消が、今後の事業戦略上必要不可欠であり、平成25年3月末に継続して債務超過の状況にあった場合、大阪証券取引所が定める「JASDAQにおける有価証券上場規程」第47条第1項第3号の規定により上場廃止となるため、上場廃止を回避するため、債務超過額を補う本新株予約権の行使が適宜行われる必要があることを各割当予定先に説明を行いました。また、上記に併せ、当第2四半期末日における純資産残高は53百万円の資産超過となったものの、平成25年3月期第3四半期以降において当期純損失の計上が続く見込みであるため、外部資本の調達等の施策を取らなければ、平成25年3月末日に再び債務超過に陥る可能性が高く、上場廃止になる可能性が高い旨の説明を行っております。その結果、具体的な権利行使の期限、及び前提条件(新株予約権の個数、権利行使時の株価など)については明示頂けなかったものの、平成24年6月8日に開示いたしました「第三者割当により発行される新株予約権の募集に関するお知らせ」以後の当社株式の出来高を勘案すれば、一定の権利行使が行われることを想定しておりますが、権利行使については、割当先の意向によるものであり、時価が権利行使価額を上回っている場合においても、権利行使がなされない可能性があります。

(注4) 当社の計画どおりに新株予約権の行使が進まない場合、上記金額の減少が生じることとなるため、上記金額の減少が生じた場合につきましては、運転資金、当社既存事業強化資金、当社未払債務の支払い、当社子会社(株式会社ハミングステージ)の未払債務の支払い、借入金の返済、の順で資金を充当いたします。

(注5) 資金使途の具体的な内容については、以下のとおりを予定しております。なお、計画通りに本新株予約権の行使がなされない場合は、支出予定時期の見直しを図ってまいります。

① 運転資金

前回ファイナンスの結果、発行した新株予約権については、本書提出時点において、全ての権利行使が行われており、調達した資金720,000千円のうち121,205千円を、平成24年6月～12月の運転資金として充てることを予定しており、その後当社業績の悪化により、平成24年6～10月までの運転資金として129,641千円を支出いたしました。しかしながら、現時点においても主に食品事業の低迷により、事業収益による運転資金の捻出を行うことは難しいため、今般の増資において、調達した資金を運転資金とする予定であります。

具体的には、当社における運転資金として、毎月およそ25,813千円の運転資金(人件費3,000千円、家賃5,184千円、業務委託費9,653千円、支払手数料4,670千円等)が必要となり、そのうち毎月およそ17,727千円の運転資金が不足することを想定しております。平成25年3月から平成26年4月までの運転資金及び一時的に必要な費用に対する支払として、総額248,179千円を充当し、資金繰りの安定化をおこないます。また、平成26年4月以降の運転資金につきましては、当社事業から得た収益をもって運転資金を賄うことを予定しております。

② 当社未払債務の支払

前回ファイナンスにより調達した資金のうち58,440千円を当社未払債務の支払いに充てることを予定しておりましたが、借入金の返済、及び運転資金として支出せねばならない金額が増加したこと等の理由

により、実際には、43,287千円を当社未払債務の支払いに充てております。また、その後当社業績の低迷による資金不足により、その後も、資金繰りの悪化により当社の未払金、及び未払税金・源泉所得税等の預り金が、期日を越えても支払いが出来ない状況に陥っております。

平成24年12月末日における未払債務の残高は、72,086千円であり、そのうち61,722千円の支払いに当該資金を充てることを考えております。なお、支払充当予定の未払債務61,722千円の内訳については、前回ファイナンスの際に支払う予定であったものの資金使途の変更により支払うことのできなかった金額15,153千円のうち、既に営業キャッシュ・フローにより支払いを行った243千円を除く14,910千円、前回ファイナンスの際に支払いに充てることを予定していなかった9,556千円、及び前回ファイナンス以降、新たに発生した未払債務37,255千円となります。具体的には、平成24年11月以降の件費の支払遅延分として4,478千円、当社の前任の会計監査人である阪神公認会計士共同事務所に対する会計監査費用として1,756千円、当社顧問弁護士、顧問公認会計士、及び経理関連実務の業務委託報酬分として総額2,287千円、証券代行費用として6,114千円、当社本社家賃及び水道光熱費等として5,523千円、登記費用として1,575千円、金融庁への課徴金支払として12,000千円、その他経費の未払分として3,520千円を計上しております。

以上の状況を受けて、これらの未払債務の早期の解消を行い、取引先との円滑な取引及び当社取引先からの信用回復に努めてまいり所存です。

なお、今後、支払いが遅延している未払債務の解消が行われない場合、取引業者等との取引が円滑に進まず、今後の当社の事業活動の遂行に支障が生じるリスク、更には差押さえ、並びに訴訟等を提起されるリスクがあると考えております。平成24年12月末日現在の未払債務の残高は以下のとおりであり、当該未払債務の早期支払を予定しております。なお、平成25年1月分から本書提出日までに発生する諸費用の支払についても、継続的に未払が発生しておりますが、当該債務につきましては、「運転資金」の区分にて支払うことを考えております。

(単位：千円)

未払債務の内訳	平成24年12月末日 現在残高	要早期返済額
未払人件費	12,763	12,763
証券代行費用	6,114	6,114
監査報酬	1,756	1,756
業務委託報酬	11,629	11,629
本社家賃、水道光熱費等	7,332	7,332
登記費用	1,575	1,575
金融庁課徴金	12,000	12,000
その他	18,917	8,552
未払債務残高合計	72,086	61,722

③ 当社子会社（株式会社ハミングステージ）の運転資金

当社連結子会社である株式会社ハミングステージにおける運転資金として、毎月およそ45,198千円の運転資金（人件費24,882千円、家賃9,180千円等）が必要となり、そのうち毎月およそ4,286千円の運転資金が不足することを想定しております。平成25年3月から平成26年3月までの運転資金及び一時的に必要な費用に対する支払として、総額64,293千円を充当し、資金繰りの安定化をおこないます。また、平成26年3月以降の運転資金につきましては、ハミングステージの店舗売上から得た収益をもって運転資金を賄うことを予定しております。

④ 当社子会社（株式会社ハミングステージ）の未払債務の支払

前回ファイナンスにより調達した資金のうち98,837千円を株式会社ハミングステージの未払債務の支払いに充てることを予定しておりましたが、借入金の返済、及び運転資金として支出せねばならない金額が増加したこと等の理由により、実際には、68,138千円を株式会社ハミングステージの未払債務の支払いに充てております。また、その後も株式会社ハミングステージの当社業績の低迷による資金不足により、資金繰りが悪化し、未払金、及び未払税金、及び源泉所得税等の預り金が、期日を越えても支払いができない状況に陥っております。平成24年12月末日における未払債務の残高は107,711千円であり、そのうち105,432千円の支払いに当該資金を充てることを考えております。なお、支払充当予定の未払債務105,432千円の内訳については、前回ファイナンスの際に支払う予定であったものの資金使途の変更により支払うことのできなかった金額30,699千円のうち、既に営業キャッシュ・フローにより支払いを行った3,829千円を除く26,870千円、及び前回ファイナンス以降、新たに発生した未払債務78,562千円となります。

前回ファイナンス以降新たに発生した未払債務につきましては、従業員に対する未払給与分として13,123千円、社会保険料、労働保険等の納付遅延分として28,031千円、店舗家賃等の未払分として14,755

千円、その他経費 22,654 千円 となっております。

また、今後、支払いが遅延している未払債務の解消が行われない場合、取引業者等との取引が円滑に進まず、今後の当社の事業活動の遂行に支障が生じるリスク、更には差押さえ、並びに訴訟等を提起されるリスク、人件費の未払いによりモチベーションの低下、更には退職者の増加により事業継続に支障をきたすリスクがあると考えております。

平成 24 年 12 月末日現在の未払債務の残高は以下の通りであり、当該未払債務の早期支払を予定しております。なお、平成 25 年 1 月分以降に発生する諸費用についても、継続的に未払が発生しておりますが、当該債務につきましては、「運転資金」の項目に含めております。

(単位：千円)

未払債務の内訳	平成 24 年 12 月末日 現在残高	要早期返済額
未払人件費	13,123	13,123
社会保険料・労働保険料	52,363	52,363
店舗家賃等	16,960	16,960
その他	25,265	22,986
未払債務残高合計	107,711	105,432

⑤ 当社子会社（株式会社ハミングステージ）の事業増強費用

当社連結子会社である株式会社ハミングステージにおいて、仕入業者からの信頼回復、品揃え拡充による売上増加、及び仕入単価の低減による利益率の改善を実現すべく仕入保証金の積み増し資金として 130,000 千円、照明器具の総入れ替え、大規模なレイアウト変更、冷蔵・冷凍施設の交換を行うことによるコスト削減、リピート客の獲得等を実現すべく既存店舗改装資金として 100,000 千円、神奈川・東京エリアで 2～3 店舗の新規店舗買収資金として 100,000 千円の計 330,000 千円を計上しております。

なお、店舗改装につきましては、全店舗で必要な改装として、老朽施設の改装（店内タイルの張り替え、看板サイン等変更）として 30,000 千円、冷凍・冷蔵設備の交換として 20,000 千円、また、各店舗毎の主な改装として、ハミングステージ上作延店における酒販売売場の増床、惣菜売場の移設等の費用として 10,000 千円、ハミングステージ宮内店におけるレイアウトの変更により 5,000 千円、ハミングステージ桜新町店における惣菜施設の増設及びレイアウトの変更により 10,000 千円、ハミングステージ観音店におけるレイアウトの変更により 5,000 千円を拠出することを予定しております。なお、店舗の改装につきましては、新株予約権の権利行使による資金調達状況、及び改装時の休業のタイミング等により優先順位を決め実行します。また、平成 26 年 3 月以降の事業増強資金につきましては、ハミングステージの店舗売上から得た収益をもって事業増強を適宜行うことを予定しております。

⑥ 借入金の返済

前回ファイナンスにより調達した資金のうち 368,016 千円を借入金の返済に充てることを予定しておりましたが、その後、借入れ先との返済についての交渉が、当社の想定通りに進まず、結果として、465,809 千円を借入金の返済に充てております。また、その後も食品事業を中心とする当社事業の低迷による資金繰りの悪化により、平成 24 年 12 月末日現在、既に支払期限が到来している借入金の残高である短期借入金約 118,835 千円（うち支払利息 10,022 千円）および平成 25 年 3 月末日までに支払期日が到来する予定の短期借入金 62,169 千円（うち支払利息 669 千円）について早急に返済を行う必要があることから、一般の増資による資金調達を行い、返済することを予定しております。

なお、当社といたしましては、支払期限の延長等の交渉を随時行っており、新株予約権の権利行使による入金に合わせて随時返済を行う旨の協議を進めておりますが、借入れ先との合意が得られない場合、交渉結果如何によっては訴訟、差押のリスクがあると考えております。

(単位：千円)

借入金の内訳	平成 24 年 12 月末日現在 残高
法人 6 社	126,371 (うち支払利息 5,871)
個人 3 名	54,633 (うち支払利息 4,820)
計	181,004 (うち支払利息 10,690)

⑦ 当社既存事業増強費用

当社の既存事業増強を行うための費用といたしまして、合計 20,000 千円の支出を予定しております。

なお、当該費用は、前回ファイナンスの際に、支出することを予定しておりましたが、平成24年11月30日に「新株予約権発行に関する資金使途変更のお知らせ」にてお知らせいたしました通り、主に借入金の返済及び運転資金への支出を増枠せざるを得ないこととなったため、今般のファイナンスにて、再度資金使途とするものであります。なお、内容につきましては、以下のとおりであります。

一昨年に営業権を取得しました飲食店「ベジスタ赤坂」につきまして、現在ベジスタ赤坂が、主に接待向けとして、利用しやすいよう、個室を中心とした店舗のコンセプトにより運営されておりますが、思った以上に売上が伸びないことから、対象顧客の対象年齢を若干若く設定し、赤坂という若者や外国人向けの店舗が多いという土地柄自体の変化にあわせて、若者や外国人が集うイベントやスポーツ観戦ができる店舗として、現状の個室中心の座席配置を変更し、大人数でも利用できるような形態に改装するほか、明照明機器の変更を行い、オープンな印象をもつような店舗とする予定であり、そのための店舗の改装工事の資金が必要となってまいります。さらに土日祝日の集客を行うため、結婚式の2次会やパーティー向けの企画に特に力を入れて行っていく予定であります。これらの改革により、客単価は下がる可能性はありますが、一方、来店客数は大幅な向上が見込まれ、さらに改装により個室をなくす予定であるため、フロアーに割くスタッフの数の削減が図られ、コストの低下による利益率の向上が見込まれます。また、インターネットにおける広告等を強化し、集客力の向上を図ることに使用いたします。以上の点の店舗のコンセプト変更に伴う改修工事の費用として、およそ20,000千円の資金が必要となります。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、天然資源開発投資事業から撤退し、食品事業を中心とした堅実経営を行う事業体に事業再編いたしました。しかしながら、ハミングステージを中心とする食品事業については、資金力不足による生鮮食品をはじめとする商品の供給能力の低下、顧客数の低迷、設備投資等が行えない等の要因による売上高の減少により、当社の業績を圧迫しております。

本ファイナンスにより、新株予約権の発行を行い、平成25年3月末までに資本の増強が可能となれば、平成25年3月末現在の債務超過を解消し、当社株式の上場を維持する可能性が高まるものと考えております。また、本新株予約権の行使により得た資金により、未払債務及び有利子負債の一扫を通じて当社の財務基盤の安定させることが可能となるとともに、遅延している食品事業の建て直しを行うことにより、業績を回復させることができるものと考えております。

さらに当該資金使途に基づく支出は、債務超解消及び業績回復を通じて当社の成長基盤の確立させるものとなり、その結果、継続企業の前提に関する重要な疑義を払拭することができるものと判断しております。

以上より、資金使途は合理的であると判断いたしました。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価格の公正価値の算定については、上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績を多数有する、当社と利害関係の無い独立した第三者機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町 代表取締役能勢元）に算定を依頼いたしました。算定においては、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の買受契約に定められた諸条件を考慮しております。

第三者機関による算定の結果として、基準となる当社株価13円（平成25年2月5日の終値）、当初権利行使価額12円及び行使価額修正の上限並びに下限の範囲、ボラティリティ57.25%（平成23年1月から平成25年1月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間1年、リスクフリーレート0.078%（評価基準日における1年物国債レート）、配当率0.00%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき849円との算出結果を得ております。上記、算定結果を参考に割当予定先と交渉した結果、双方の合意に基づき、算定結果が本新株予約権の公正価値を適性に評価していると判断いたしました。

第三者機関による算定の根拠として、割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日（1年後又は取得条項発動1か月後）に時価が行使価格以上である場合に本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

なお、本新株予約権については、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。

具体的には、代替資金調達コストは修正CAPMにより算定した株主資本コスト3.9608%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分143.72%を加えた147.688%としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額12円に代替資金調達コスト分30円を加えた42円としております。

なお、取得条項を発動する場合、当社取締役会決議により1ヶ月以上前までの通知で発行価額と同額での取得が可能としております。

また、当社による取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い、新株予約権の価値が大きく上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経

済的な観点からはデメリットといえます。

よって、当社による取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。

当社は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

取締役会決議日の直前営業日の終値を基準として概算したところでは、取得条項がない場合、当社からの取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が8,891円程度高く評価されております。

株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を考慮し、株価42円の時に全量行使された場合、希薄化により株価が29円に低下するとの前提としております。

株式の流動性については、全量行使で取得した株式1営業日当たり192,980株（最近1年間の日次売買高の中央値である964,900株の20%）ずつ売却できる前提を置いております。

以上の内容に基づき、第三者機関による算定の結果として、新株予約権の発行価額は決定されており、上記の評価報告書を踏まえて、当社は、新株予約権の有利発行該当性の基準について、新株予約権の発行において有利発行が問題となった裁判例に照らし検討を行なっております。

発行時点における新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された払込金額とを比較し、後者が前者を大きく下回る場合は、原則として、有利発行に該当すると解されること、この場合における「新株予約権の公正な価値」は、現在の株価、権利行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額（オプション価額）をいうと解されるといふ東京フィナンシャル・アドバイザーズからの助言を得ております。

このような判断の過程を経て、平成25年2月6日開催の取締役会において、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、有利発行には該当しないものと判断しております。

また、行使価額につきましては、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の前日（平成25年2月5日）の当社普通株式の普通取引の終値の90%に設定されており、また行使価額に1度、当社取締役会により行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで（当日を含む。）の修正日行使価額算定期間の大証ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する価格となりますが、行使価額の修正範囲に上限はなく、また下限行使価額は当初行使価額の70%となり、株価の下落時のみだけでなく、上昇時も修正される条件となっております。

なお、割当予定先と、行使価額については、交渉を開始した平成24年12月1日から平成25年2月5日において、交渉における期間の大証ジャスダック市場における当社普通株式の終値の16円から10円までの株価を前提に交渉を開始し、協議を行いました。割当予定先の意向としては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱に関する指針」に定める有利発行に当たらない範囲とされている株式の発行に係る取締役会決議の直前日（平成25年2月5日）の株価に0.9を乗じた価額程度の行使価額で無い限りは、引き受けることが困難であるとの回答を受けました。

さらに割当予定先と交渉を続けた結果、当社としては、既存株主への株式の希薄化、行使価額の影響度を慎重に検討しつつも、当社としては、資金調達为实现可能なスキームとならない限りは資本の増強は行われず、結果として債務超過の解消は困難となることから、協議の結果として、本新株予約権の行使価額を上記のとおりとすることと致しました。

なお、当初行使価額12円は本新株予約権発行に係る取締役会決議直前営業日の前日までの最近1ヶ月平均12.67円に対しては5.26%のプレミアム、前日までの最近3ヶ月平均11.77円に対しては1.95%のプレミアム、前日までの最近6ヶ月平均15.02円に対しては20.13%のディスカウントであります。

下限行使価額9円は本新株予約権発行に係る取締役会決議直前営業日の前日までの最近1か月平均12.67円に対しては28.95%のディスカウント、前日までの最近3ヶ月平均11.77円に対しては23.54%のディスカウント、前日までの最近6ヶ月平均15.02円に対しては40.10%のディスカウントであります。

本新株予約権の算定方法について、取締役会決議日の直前営業日の終値を基準に算定を行った理由としては、当社の現状による株価への影響を織り込んだ直前日の株価が、当社の現状の企業価値を反映していると判断したためであり、また、本新株予約権の払込価額は割当予定先に特に有利な金額には該当しないものと判断しております。

また、本件第三者割当による新株予約権の発行価額につきましては、当社監査役3名全員から、それ自体特に割当予定先に有利な価額ではなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

当社監査役が適法であるという判断にいたった理由として、有利発行が問題となった、公刊物に掲載された事例の分析することを通じて本新株予約権の有利発行該当性の判断の視点を定めることとし、いずれの事例でも、発行時点における新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された新株予約権の払込金額とを比較し、後者が前者を大きく下回る場合は、原則として、有利発行に該当すると判断され、且つ、この場合における「新株予約権の公正な価値」が、現在の株価（13円）、権利行使価額（12円）、ボラティリティ（57.25%）、行使期間1年、リスクフリーレート（0.078%）、配当率（0.00%）等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額（オプション価額）をいうとされていることに鑑み、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社との取引関係のない独立した専門会社であ

る東京フィナンシャル・アドバイザーズを起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額を上回る金額として決定されていることから、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないとの結論を導いております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合、88,500,000株となり、本件に係る取締役会決議前における発行済株式総数に基づく議決権の数に対し、希薄化率は77.52%となります。また、本新株予約権が全て下限行使価額で行使された場合、117,997,050株となり、本件に係る取締役会決議前における発行済株式総数に基づく議決権の数に対し、希薄化率は103.36%となり、25%以上となることが見込まれます。

なお、平成24年6月8日に行った新株予約権の発行に伴う発行株式の数40,000,000株及び今般新株予約権の発行に伴う発行株式の最大数117,997,050株を合計した数となる157,997,050株の議決権の数である1,579,970個は、平成24年6月8日以前における発行済株式総数における議決権の数741,593個の議決権数比率で213.06%となります。

なお、今般の新株予約権の発行の経緯としましては、平成24年3月末日における純資産残高は、476百万円の債務超過の状態であり、平成25年3月期末までに債務超過を解消しなければ、大阪証券取引所が定める「JASDAQにおける有価証券上場規程」第47条第1項第3号の規定により、上場廃止となります。平成24年6月27日に発行しました新株予約権がすべて行使されたことにより、平成25年3月期第2四半期末日における純資産残高は53百万円の資産超過となりましたが、平成25年3月期第3四半期以降において当期純損失の計上が続く見込みであるため、外部資本の調達等の施策を取らなければ、平成25年3月末日に再び債務超過に陥る可能性が高く、上場廃止になる可能性が高いと考えております。

そのため、新株予約権の発行に伴う権利行使により、資本の増強が可能となり、債務超過を解消できる可能性が高まると考えております。

しかしながら、本新株予約権の行使により付与された当社株式が売却されることとなる結果、一定の売り圧力が市場に生じてしまい、株価の下落局面では更なる下落もありえること、更には、当社の株式流動性は必ずしも高いとはいえないため、株式流動性の低い状況では、株価下落リスクはより高まることも考えられます。

また、当社は、平成24年11月14日付「平成25年3月期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」にて開示いたしましたように、依然として営業キャッシュ・フローのマイナスや、多額の未払債務及び税金滞納等の財務上の問題が継続しており、非常に脆弱な財務基盤に陥っております。また、純資産の額は、平成24年9月末時点において、53百万円でありますが、平成25年3月期第2四半期における当期純損失は212百万円の状態であり、平成25年3月期における純資産が債務超過の状況に陥った場合には、大証が定める「JASDAQにおける有価証券上場規程」第47条第1項第3号の規定により、上場廃止となります。また、株式会社大阪証券取引所の「JASDAQにおける有価証券上場規程」第47条第1項第4号では、月末終値又は月間終値平均が10円未満である場合において、3ヶ月以内に月末終値及び月間終値平均が10円以上とならなかった場合には、上場廃止となることが規定されています。

当社の株価は、取締役会決議日の直前営業日である平成25年2月5日の終値が13円であり、今後の株価の状況により、月末終値及び月間終値平均が10円未満となり、その状況が3ヶ月継続した場合についても上場廃止となる懸念がございます。一方で、権利行使価額が下限限度額で修正された場合9円となり、株価下落のリスクが高まると考えております。そのため本新株予約権の発行と併せて、5株を1株とする株式併合を行い、月末終値及び月間終値平均が10円未満となるリスクを低減することといたします。

なお、上場廃止になった場合のリスクとしては、取引先の当社に対する信用力の評価は極めて厳しいものとなり、既存取引先からの取引停止及び新規取引先からの取引拒絶等のリスクが顕在化し、倒産に至る可能性があります。また、既存株主にとっても最大の株主利益の毀損となります。従って、上場廃止を回避することが当社の経営維持、株主利益の保護のために不可欠な条件と考えます。

今回のファイナンスは、主に運転資金、当社未払債務及び借入金、及び当社子会社の未払債務に対する支払い、既存事業の強化に資する費用及び新規の事業資金に充てるため、現状の事業環境の継続維持、及び将来的に事業ならびに収益の基盤の改善に寄与するため、当社の未払債務の軽減による経営状況の改善、並びに、運転資金の確保による経営の安定化、株主資本の増強をすることができます。当社の財政面での安定性を確保する観点から、本件資金調達における資金調達額は、今回のファイナンスによる資金使途も踏まえ、望ましいものと考えております。また、今回のファイナンスは大規模な希薄化が生じることとなりますが、その資金使途は、中長期的には、既存株主の皆様の保有している株式の経済的価値を向上させるものであると判断しております。

以上により、本新株予約権の発行に伴って大規模な希薄化が生じることとなりますが、本新株予約権の発行について、大証の定める「企業行動規範に関する規則」第2条の規定による、本新株予約権の発行についての既存株主に対する直接の意思確認を行うため、平成25年2月6日開催の当社取締役会において、平成25年3月1日に開催する臨時株主総会における特別決議議案として、本新株予約権の発行に関する決議を得ることを前提として、本新株予約権の発行を決議いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	三田証券株式会社		
(2) 所在地	東京都中央区日本橋兜町 3-11		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 三田 邦博		
(4) 事業内容	金融商品取引業、貸金業、金銭債権の売買業務、生命保険の募集に関する業務、不動産の賃貸業務、宅地建物取引業		
(5) 資本金	500,000,000 円		
(6) 設立年月日	昭和 24 年 7 月 20 日		
(7) 発行済株式数	4,713,600 株		
(8) 決算期	3 月 31 日		
(9) 従業員数	60 名		
(10) 主要取引先	株式会社東京証券取引所		
(11) 主要取引銀行	りそな銀行		
(12) 大株主及び持株比率	三田 邦博 51.24%		
(13) 当事会社間の関係			
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。		
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。		
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。		
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
連結純資産	3,008,126 千円	3,218,944 千円	3,161,834 千円
連結総資産	24,215,928 千円	28,299,437 千円	29,244,487 千円
1 株当たり連結純資産 (円)	638.18 円	682.90 円	670.79 円
連結売上高	2,016,996 千円	1,792,021 千円	1,995,706 千円
連結営業利益	435,468 千円	21,284 千円	66,156 千円
連結経常利益	425,121 千円	12,994 千円	130,851 千円
連結当期純利益	275,270 千円	261,244 千円	20,230 千円
1 株当たり連結当期純利益 (円)	58.39 円	55.42 円	4.29 円
1 株当たり配当金 (円)	8.70 円	－円	－円

(注) 当社は、本新株式並びに本新株予約権の割当予定先、割当予定先の役員、主要株主等の関係者、及び関係会社（以下「割当予定先等」）が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、当該割当予定先の役員又は議決権を持つ出資者その他の関係者に暴力団等がいるという事実はないことを確認いたしております。

また、上記とは別に、割当予定先等、並びにファイナンシャルアドバイザーである株式会社ストリームが反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当予定先の役員が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都千代田区九段南 代表取締役 羽田 寿次）に調査を依頼いたしました。その結果、割当予定先及びファイナンシャルアドバイザーについて反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得られました。また、割当予定先の役員についても犯罪歴や捜査対象となっている事実について確認されなかったことの回答を得たことから、当社としては、問題がない人物であると考えております。

上記のとおり、割当予定先等、及びファイナンシャルアドバイザーが特定団体等とは一切関係がないことを確認しており、その結果、当社として、割当予定先は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、その旨の確認書を大証に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先である三田証券株式会社は、株式会社ストリームより紹介を受けた割当予定先であります。

当社の現在の財務状況を鑑みて、債務超過を解消し、また、今後の事業継続及び再構築のための資金を調達するため、割当先の選定を行っていたところ、株式会社ストリームより三田証券株式会社の紹介を受け、三田証券株式会社より今般のスキームの提案を受け、その後、当社として検討を開始いたしました。

三田証券株式会社は、1949年に創業された証券業を営む金融機関であり、近年は、上場企業のエクイティ・ファイナンスの引受に対し、複数の引受実績を持つ企業です。また、今般のスキームのような新株予約権による引受実績を有する証券会社です。

当社といたしましては、割当時に資金調達を達成出来る第三者割当による新株式の発行という方法が最も適正したスキームだと考えているものの、当社の財務状況等を鑑みた場合、資金調達の交渉できる相手先は限られており、実際に株式の第三者割当による引受けを応諾して頂ける相手先はございませんでした。

また、割当予定先である三田証券株式会社には、当社の現在における財務状況、平成25年3月末に債務超過となった場合、上場廃止基準に抵触することとなること、また、当社株式が月末終値又は月間終値平均が10円未満である場合において、3ヶ月以内に月末終値及び月間終値平均が10円以上とならなかった場合にも、上場廃止基準に抵触することとなること、についての説明を行い、その上でファイナンスの引き受けを依頼したところ、多額の資金を一度に拠出する必要がある新株式の引受けについては、応じることができないものの、市場での売却を想定しつつ、都度権利行使を行うことにより、リスクを軽減できるという趣旨から、新株予約権のスキームで、かつ権利行使価額については、本新株予約権の権利行使を行いやすい、株価に0.9を乗じた価額程度の行使価額であれば、引き受けに応じることができるとの意向を頂きました。また、行使価額の修正においては、どの時点の株価の状況により行使価額の修正が行われるかについては、株価が権利行使価額を下回り、権利行使が進まない状況において行使価額を修正することを想定している旨の説明を行ったところ、行使価額修正後も当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値の90%に相当する金額に修正されるため、株価が行使価額を上回る状況が想定できることから、当該修正条項を付すことについても、多額の資金を一度に拠出するなどの割当予定先のリスクはなく、むしろ割当予定先が権利行使を行うことができる状況となる可能性が高まることから、問題無い旨の意向を受けております。

今回の資金調達方法は、割当予定先の意向を踏まえ、資金調達のタイミングが割当予定先の判断に依拠するということはあっても、株価が行使価額を上回っている場合には、一定の新株予約権の行使が進み、当社の想定する資金調達の達成が見込まれること、また行使価額の修正を行うことが可能であることにより、株価が当初行使価額より下落した状況であっても、下限行使価額の9円を上回っている場合においては、行使価額の修正を行うことにより権利行使が可能となることで、当社の資本の増強につながり、ひいては当社の債務超過の解消の可能性が高まることで上場廃止基準を回避できることにつながることから、当初は割当予定先より提案のあった新株予約権によるファイナンススキームでも当社の意向を反映していると考え、新株予約権での発行を決定いたしました。また、資金繰りが厳しい当社の現在の状況において、上場廃止の可能性のある当社のエクイティ・ファイナンスについて、平成25年3月末日までに債務超過を解消することができることを踏まえたスキームにて引受け頂ける割当予定先について、三田証券以外の割当候補先を探すことができず、またこれ以上、割当予定先を探すことで、平成25年3月末日までの時間的余裕が更に困難となり、現状以上には、他の割当候補先は見当たらなくなると考えられること、三田証券より本新株予約権の行使により交付される当社普通株式について市場動向を勘案しつつ適時売却していく方針であり、当社の経営に介入する意思がないことが確認できたこと、及び金融商品取引業者として本新株予約権と類似の案件についても実績を有していること等を総合的に勘案し、三田証券を割当予定先として選定しております。

また、本新株予約権の割当については、直接三田証券株式会社との面談、電話、メール等による連絡も随時行っており、当社としても直接連絡が取れる状態であります。

(4) 割当予定先の保有方針

当社は、割当予定先より、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式については、市場動向を勘案しつつ適時売却していく方針であるとの説明を受けており、当社の経営に介入する意思がないことを確認しております。また、割当予定先はいわゆる証券会社であり、自己の商品有価証券勘定にて本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を保有し、適宜市場内又は市場外で売却を行いつつ、新株予約権の権利行使を実施する予定です。従って、当社株式の希薄化は市場取引高に応じて徐々に進捗することとなり、急速には進みにくいと予想されます。

なお、割当予定先より、権利行使の方針として、基本的には、株価が権利行使価額を上回っている状況において、市場の公正性・健全性が損なわれない範囲内にて、出来高の一定水準を目安として権利行使を行う旨の説明を受けております。具体的な権利行使株数について確定しておりませんが、権利行使期間における当社株式の出来高に依拠することとなるものの、前回ファイナンス以降の当社の出来高を鑑みれば、株価が権利行使価額を上回っている状況であれば、一定の規模の権利行使を行うことが可能である旨の説明を伺っております。当社としては、これまでの当社株式の出来高の推移から、株価が権利行使価額を上回っている状況であれば、一定の権利行使がなされることを想定しておりますが、当社株式の出来高が減少する局面においては、株価が権利行使価額を上回っていても権利行使が行われない可能性があります。

また、当社は割当予定先との間で、本件新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない旨を定めており、その他いずれも、本新株予約権の譲渡の際には事前に当社取締役会の承認が必要である旨を定めております。

(5) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株予約権の発行における割当予定先である三田証券株式会社からの払込みに要する財産の存在については、いずれも本新株予約権の権利行使にかかる資金確保に関し、割当予定先における決算書及び直近の月次試算表を取得しており、三田証券株式会社が本新株予約権の行使に要する財産を保有しているものと判断しております。

また、割当予定先が、他社上場企業の新株予約権を引き受けていることを他社の開示資料から確認しており、他社上場企業の新株予約権の権利行使により資金を抛出し、今般引き受けた当社の新株予約権の権利行使が困難となる可能性の有無についてヒアリングを行いました。割当予定先の投資スタンスとして、権利行使した株式を売却することにより、株式売却代金の入金があることを前提として、権利行使後直ちに売却できる出来高を勘案しながら、都度、権利行使を行うことを割当予定先より伺っており、上記の権利行使のスキームであるため資金不足により行使ができない、一度に多額の行使により手元資金が不足するということはないとのことであり、全体としても十分に現状の資産の範囲で、当社の新株予約権の権利行使が可能である旨の説明を受けております。

(6) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の役員・大株主と割当予定先等との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もございません。

(7) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先等が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受け、割当予定先等に反社会的勢力との一切の関係がないことを確認いたしております。

また、上記とは別に、割当予定先等、並びにファイナンシャルアドバイザー企業である株式会社ストリームが反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに各割当予定先の役員及び主要株主が犯罪歴を有するか否か及び警察当局から何らかの捜査対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都千代田区九段南 代表取締役 羽田 寿次）に調査を依頼いたしました。その結果、各割当予定先等及びファイナンシャルアドバイザー企業について反社会的勢力の影響を受けている事実は確認できませんでした。また、各割当予定先の役員及び主要株主についても犯罪歴や捜査対象となっている事実は確認されなかったとの回答を得ております。

上記のとおり、割当予定先等、及びファイナンシャルアドバイザー企業と反社会的勢力との関係は確認できないことから、その結果、当社として、割当予定先等及びファイナンシャルアドバイザー企業は反社会的勢力との関わりがないと判断いたしました。なお、その旨の確認書を大阪証券取引所に提出しています。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 24 年 9 月 30 日現在）		募 集 後（当初行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合）	
楽天証券株式会社	3.90%	三田証券株式会社	43.67%
エー・ビーイー株式会社	2.82%	楽天証券株式会社	2.19%
阿井 浩文	2.79%	エー・ビーイー株式会社	1.59%
株式会社 AI アセット・パートナーズ	2.75%	阿井 浩文	1.57%
山本 道弘	2.46%	株式会社 AI アセット・パートナーズ	1.55%
戸谷 カツヨ	2.41%	山本 道弘	1.39%
勝又 厚志	2.20%	戸谷 カツヨ	1.36%
豊岡 幸治	1.90%	勝又 厚志	1.24%
高山 聡志	1.28%	豊岡 幸治	1.07%
有限会社五州貿易	1.15%	高山 聡志	0.69%

(注) 三田証券株式会社は、長期保有を約しておりませんが、今回発行される新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先に保有されます。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有割合に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。なお、上記割当後の所有株式数並びに割合につきましては、当初権利行使価額で各割当予定先に対し付与する新株予約権が全て権利行使され、保有された場合に、上記のとおりとなります。

8. 今後の見通し

当社は、本件エクイティ・ファイナンスの実行で、当社の今後の経常的なキャッシュ・フローおよび業績に好影響を与える事業を行うため、中長期的に、当社のキャッシュ・フロー及び業績に貢献するものと判断しております。しかしながら、具体的な影響につきましては、具体的な事業の開始決定後、改めて算定し、適時お知らせいたします。

【企業行動規範上の手続き】

本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合、88,500,000株となり、本件に係る取締役会決議前における発行済株式総数に基づく議決権の数に対し、希薄化率は77.52%となります。本新株予約権の発行による潜在株式数は本新株予約権が下限行使価額にてすべて権利行使された場合、114,159,300株となり、本件に係る取締役会決議前における発行済株式総数に基づく議決権の数に対し、希薄化率は最大で103.36%となるため、その希薄化率は25%以上となり、既存株式の大幅な希薄化が生じることとなります。

従って、当社は大証の定める「企業行動規範に関する規則」第2条の規定に定める株主の意思確認手続を実施する予定であり、平成25年3月1日に臨時株主総会を開催し、本件による資金調達の必要性及び相当性について、株主の皆様のご判断をいただくこととしております。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
連結売上高	598百万円	1,510百万円	1,908百万円
連結営業利益	△360百万円	△178百万円	△496百万円
連結経常利益	△880百万円	△246百万円	△618百万円
連結当期純利益	△1,843百万円	294百万円	△813百万円
1株当たり連結当期純利益	△3.38円	4.23円	△10.97円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産	0.76円	4.55円	△6.42円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成24年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	114,159,300株	100%
潜在株式数の総数	305,000株	0.2%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
始値	7円	4円	□15円
高値	10円	5円 □19	□55円
安値	2円	1円 □9円	□12円
終値	4円	□13円	□18円

(注) □印は、株式併合後の株価であります。

② 最近6か月間の状況

	平成24年 8月	9月	10月	11月	12月	平成25年 1月
始値	20円	18円	16円	16円	11円	11円
高値	25円	27円	18円	17円	12円	16円
安値	17円	15円	14円	10円	8円	9円
終値	18円	17円	16円	11円	11円	13円

③ 発行決議日の直前営業日における株価

	平成25年2月5日
始値	13円
高値	14円
安値	13円
終値	13円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第3回新株予約権（株式会社プリンシパル・コーポレーション）

発行期日	平成24年6月27日
調達資金の額	720,100,000円（差引手取概算額）
行使価額	1株あたり18円
募集時における発行済株式数	74,159,300株
当該募集による発行株式数	40,000,000株
募集後における発行済株式総数	潜在株式数 114,159,300株
割当先	有限会社トーヨーコーポレーション 25,000,000株 N. D. C INVESTMENT PTE. LTD 15,000,000株
当該募集による潜在株式数	40,000,000株
現時点における転換状況（行使状況）	有限会社トーヨーコーポレーション 450,000,000円（25,000,000株） N. D. C INVESTMENT PTE. LTD 270,000,000円（15,000,000株）
現時点における潜在株式数	本新株予約権は、全て権利行使を行ったことから、平成17年9月2日発行の第2回新株予約権305,000株のみとなります。
発行時における当初の資金使途	平成24年3月期株主総会開催等費用 13,600千円 当社未払債務の支払 58,440千円 当社子会社（株ハミングステージ）の未払債務の支払 98,837千円 運転資金 121,205千円 借入金の返済 368,186千円 当社既存事業増強費用 60,000千円
発行時における支出予定時期	平成24年3月期株主総会開催等費用 平成24年6月 当社未払債務の支払 平成24年6月～9月 当社子会社（株ハミングステージ）の未払債務の支払 平成24年6月～9月 運転資金 平成24年6月～12月 借入金の返済 平成24年6月～12月 当社既存事業増強費用 平成24年7月～10月
現時点における充当状況	平成24年3月期株主総会開催等費用 13,222千円 当社未払債務の支払 43,287千円 当社子会社（株ハミングステージ）の未払債務の支払 68,138千円 運転資金 129,641千円 借入金の返済 465,809千円

(別紙) 新株予約権発行要項

株式会社プリンシパル・コーポレーション第4回新株予約権

発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社プリンシパル・コーポレーション第4回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の発行価額の総額 金7,611,000円
3. 申込期日 平成25年3月4日
4. 割当日及び払込期日 平成25年3月4日
5. 募集の方法及び割当先
第三者割当の方法により、新株予約権を三田証券株式会社に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社の普通株式88,500,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は本項第(2)号の交付株式数にて定義される。）。ただし、本項第(2)号の規定に従い、交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は当該調整後の交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、出資金額（第9項第(1)号に定義する。以下同じ。）を行使価額（第9項第(2)号に定義する。ただし、第10項及び第11項によって修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額とする。以下本項において同じ。）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とし、本新株予約権複数個の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、交付株式数に行使請求の対象となった本新株予約権の数を乗じたものとする。ただし、本新株予約権の行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。なお、本新株予約権の目的である株式の総数の上限は、交付株式数に本新株予約権の総数を乗じた金額となる。
7. 本新株予約権の総数 8,850個
8. 本新株予約権1個当たりの発行価額 金860円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（以下「出資金額」という。）は、金120,000円とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、12円とする（以下「当初行使価額」という。）。ただし、第10項及び第11項の規定に従って修正又は調整されるものとする。
10. 行使価額の修正
 - (1) 当社は、平成25年3月5日以降、平成26年3月4日までの間、1回のみ、当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合には、修正日（行使価額修正の決定を行った日（以下「行使価額修正決議日」という。）の翌銀行営業日後の日をいい、以下「修正開始日」という。）以降、本要項に従って本新株予約権の行使価額が修正される旨を決定（以下「行使価額修正の決定」という。）することができる。当社取締役会が資金調達のために必要と認めた場合とは、その時の株価動向や金利水準をはじめとする市場環境、経営環境等を勘案し、本新株予約権の行使価額修正の開始を決定して行使促進を図ることが最良の選択であると判断した時を指す。この決定を行った場合には、当社は、行使価額修正の決定が行われた旨並びに修正開始日及びその他必要な事項を、行使価額修正決議日に、本新株予約権者に通知するものとする。また、行使価額修正の決定が行われた場合、行使価額は、行使価額修正決議日の前銀行営業日まで（当日を含む。）の3連続取引日（ただし、終値（気配表示を含む。以下同じ。）のない日は除き、行使価額修正決議日の前銀行営業日が取引日でない場合には、行使価額修正決議日の前銀行営業日の直前の取引日までの3連続取引日とする。以下「修正日行使価額算定期間」という。）の株式会社大阪証券取引所ジャ

されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、本新株予約権の行使により生ずる 1 株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、1 円未満の端数を四捨五入する。
 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号④の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の大証ジャスダック市場における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
 ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 ③ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日がいずれかの調整日と一致する場合には、本項第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。ただし、この場合も、下限行使価額については、本項第(2)号に従った調整を行うものとする。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面により、その旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに、本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。また、本項第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ効力を有する。

12. 本新株予約権の行使請求期間

平成 25 年 3 月 5 日から平成 26 年 3 月 4 日までとする。ただし、第 14 項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日（第 14 項に定義する。）の前日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」と

いう。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の1ヵ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の発行価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の行使請求期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、第19項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、本項第(1)号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の全額を第20項に定める行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全部の事項が行使請求受付場所に通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の全額が本項第(2)号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式に係る株券を発行しない。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行 証券代行部

20. 払込取扱場所

三井住友信託銀行 本店
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

21. 本新株予約権1個当たりの発行価額については、本新株予約権及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の発行価額を860円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額は第9項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上